

29 会 監 第 131 号

平成 29 年 8 月 4 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（前期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（前期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、子ども保育課、国保年金課及び健康増進課）
- (2) 水道部（総務課及び施設課）
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 農業委員会事務局

3 監査対象期間

平成 28 年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業に関する工事

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成29年5月10日から同年6月26日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成29年6月27日及び28日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○会津若松市社会福祉協議会補助金について（地域福祉課）

平成28年度の本補助金は、会津若松市地域福祉活動等推進事業補助金交付要綱に基づき、会津若松市社会福祉協議会が行う地域福祉活動推進事業に対し、79,616千円を交付したものである。

ところで、本補助金については、平成26年度からその交付要綱を改め従前の団体運営費補助金から事業費補助金、すなわち、社会福祉団体等が行う事業に要する経費への補助金へとその性質を変えたものである。

ところが、当該補助金はその補助金名称が団体運営費補助当時と変わらず、また、提出された決算書は、当該補助金の対象事業である地域福祉活動事業のみならず指定管理受託者や介護事業所としての決算も含んだもの、すなわち、社会福祉協議会という団体の決算書となっている。

本来、事業費補助において提出されてしかるべき決算書は、団体のそれだけでなく、補助対象となっている事業に焦点を絞っ

たものである。

しかも、地域福祉活動事業は、地域福祉活動基盤強化費、老人福祉センター運営費、ボランティアセンター運営費及びふれあいのまちづくり推進事業費の4つの事業から成り立っているため4つの事業費と全体事業費が分かりやすく明示されていることが望ましい。

このように、当該補助金については、実績報告としては、事業費補助としての整理がつかない状況が見受けられた。

については、改めて要綱改正の原点に立ち返り、補助金の名称変更を含め、当該補助金がどのように使われ、どのような成果が得られたかを検証することができる実績報告内容等の精査が必要であり、それらの第三者への説明責任も欠かすことのできないものであるとの観点にも立って、事務執行に当たられたい。

○放課後児童健全育成事業委託について（こども保育課）

当該委託料については、平成28年度ベースで総額385,356千円の事業であり、9つの事業所に分かれて委託契約が締結されており、いずれの場合も、事業年度終了時に、当該委託契約に基づき実績報告書及び収支決算書が提出されている。

この場合において、年1回、事業者、学校関係者及び市を交えた意見交換を行うとともに、各事業者ごとに毎月の利用状況報告書が提出されている。しかし、各事業者から事業終了後に提出される実績報告書には「こどもクラブの生活に慣れ親しむ」といった毎月の目標と、「新入生歓迎会」や「お

花見」といった行事内容が記載されているに留まっている。

委託料の実績報告とは、契約書、仕様書及び関係法令等に基づき事業が展開され確実に履行されたか、事業の当初目的は達成されたかを確認するためのものであるが、現在の実績報告のあり方がこうした趣旨に込め得るものであるか、改めて検証されたい。

一方、委託料については、当該契約において、通常の請負契約では盛り込まれていない委託料の目的外使用の禁止条項や委託料の変更条項が規定されている。また、事業終了時には、通常の請負契約では求めている予算額と対比した収支決算書が提出されるなどの取扱いがされており、その内容においても、予算額と収支決算額が同額となっている。

したがって、当該委託契約については、事業の目的・性質に照らし、契約による成果に着眼した民法第 632 条でいう「請負型」とすべきか、契約による代理行為に着眼した同法第 656 条でいう「準委任型」とすべきか、あるいはそれらの混合型として整理すべきかについての検証も併せて行うことによって、事業終了時の収支決算書について、そのあり方を検討し、必要があれば、契約内容の見直しも行われたい。

○配水管布設替工事及び滝沢浄水場更新整備事業について（水道部施設課）

建設工事における完成に至るまでの施工計画に始まる工程、品質、安全衛生、出来形など、多岐にわたる必要な管理はおおむね適正に行われていたところであるが、一部においては、

石綿管切断状況が確認できないものや場合によっては感電の恐れのある手法での架空線調査の実施など、安全への配慮に欠けると思われる事例が見受けられた。

一方、本市初めてのD B O方式で実施中の滝沢浄水場更新事業においては、現場代理人等がJ V間におけるリスク管理や工程管理を日々行い、監督員を加えての定期的な工程会議、更には幹部職員による進捗状況や要求水準の達成状況等の確認を行う全体会議を毎月行うなど、階層ごとの管理体制を整えていた。

どのような発注方式をとるにせよ、近年の建設業界における受注・施工の形態は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一現場で作業し、その内容も工程により短期間で変化することが多く、労働災害防止策がますます重要となっている。

こうしたことを踏まえ、受注者・発注者は一体となって労働安全衛生関係法令の確認・遵守はもとより、危険性又は有害性等への事前対策など、労働災害防止に万全を期されたい。また、施工後の供用開始に当たっても、官民の更なる連携と総合調整により安全な水を安定的に供給するという水道事業の使命を果たし得るよう十分配慮されたい。